

## 協会ロゴマーク等管理規程

一般社団法人日本リネンサプライ協会（以下「協会」という。）は、協会ロゴマーク、シンボルマーク及び衛生基準認定証ロゴマーク（以下、単に「ロゴマーク等」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第1条 この規程は、協会が商標権等の権利を有するロゴマーク等の使用方法を定め、協会の名義及びロゴマーク等を広く一般消費者に周知することを目的とする。

### （使用資格）

第2条 協会会員企業は、協会会員の権利を取得したときから協会ロゴマーク（別紙1、以下同じ）及び協会シンボルマーク（別紙2、以下同じ。）を使用することができる。

2 協会会員企業又は非会員企業は、協会から衛生基準認定を受けたときから衛生基準認定証ロゴマーク（別紙3。以下同じ。）を使用することができる。

### （使用範囲・使用方法）

第3条 協会会員企業は、リネンサプライ事業の広告媒体及び自社の役員、従業員の名刺にロゴマーク等を使用することができる。

2 協会会員企業は、ロゴマーク等を自社の商品やパッケージに使用してはならない。

3 協会会員企業は、ロゴマーク等の使用に際して、予め書面により協会に届け出た上で、協会の承認を受けなければならない。

4 協会会員企業は、ロゴマーク等を使用する場合、別紙4及び協会の指示に従って使用しなければならない。

5 協会から衛生基準認定を受けた非会員企業は、衛生基準認定証ロゴマークの使用に際して、予め書面により協会に届け出た上で、協会の承認を受けなければならない。

6 協会から衛生基準認定を受けた非会員企業は、衛生基準認定証ロゴマークを使用する場合、別紙5及び協会の指示に従って使用しなければならない。

### （表示の制限）

第4条 協会会員企業は、協会ロゴマーク及び協会シンボルマークを使用するにあたって、協会会員であることの表示以外の表示をしてはならない。ただし、協会が特に付記する文言を事前の書面により承認した場合はこの限りではない。

2 協会会員企業は、ロゴマーク等を使用するにあたって、自社の商品、権利、役務や広告内容等を協会が保証するかのような表現を用いる等一般消費者に誤認、誤解を与えるおそれのある表示をしてはならない。

3 協会から衛生基準認定を受けた非会員企業は、衛生基準認定証ロゴマークを使用するにあたって、自社の商品、権利、役務や広告内容等を協会が保証するかのような表

現を用いる等一般消費者に誤認、誤解を与えるおそれのある表示をしてはならない。

(使用状況の調査)

第5条 協会は、協会会員企業のロゴマーク等の使用及び非会員企業の衛生基準認定証ロゴマークの使用について、本規程の遵守の状況を調査することができる。

2 協会会員企業及び協会から衛生基準認定を受けた非会員企業は、前項の協会による調査につき、これを拒否してはならない。

3 協会会員企業及び協会から衛生基準認定を受けた非会員企業は、第1項の調査により、本規程違反が判明したときは、協会の指示に従わなければならない。

(使用停止)

第6条 協会を退会した者は、速やかに協会ロゴマーク及び協会シンボルマークの使用を中止しなければならない。

2 衛生基準認定を取り消された者は、速やかに衛生基準認定証ロゴマークの使用を中止しなければならない。

3 協会は、ロゴマーク等の使用者に以下の事由が生じたときは、使用条件の変更、使用承認の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

(1) ロゴマーク等の使用承認の際に付された条件又は本規程に違反したとき

(2) 虚偽又は不正により使用の許可を受けたとき

(3) その他ロゴマーク等の使用者が協会の信用を低下させるおそれがある行為を行ったとき

(ロゴマーク等に関わる権利・事務処理)

第7条

1. ロゴマーク等に関する一切の権利は、協会に帰属する。

2. ロゴマーク等の使用に係る管理事務は、協会事務局が行う。

附 則

この規定は、令和7年3月12日に制定・施行する。

(別紙1) 協会ロゴマーク

(別紙2) 協会シンボルマーク

(別紙3) 衛生基準認定証ロゴマーク

(別紙4) 1 協会ロゴマークの組み合わせ

2 協会シンボルマークの色

3 協会シンボルマークの配色について

(別紙5) 認定証ロゴマークの配色について

(別紙1)

**協会ロゴマーク (商標登録番号 第 3113334 号)**



JAPAN LINEN SUPPLY ASSOCIATION

(別紙2)

## 協会シンボルマーク



(別紙3)

衛生基準認定証ロゴマーク (商標登録番号 第 5610023 号)



衛生基準  
認定証

一般社団法人

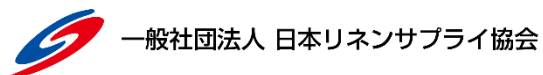
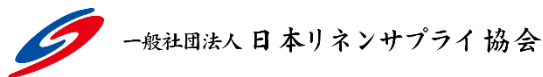
日本リネンサプライ協会

JAPAN LINEN SUPPLY ASSOCIATION

(別紙4)

## 1. 協会ロゴマークの組み合わせ

各種テキストとの組み合わせ例



## 2. 協会シンボルマークの色

原則カラーで使用する。カラーの使用が適さない場合は2色やグレー・モノクロの使用も可能とする。



4C



2C



RGB



1C



モノクロ

## 3. 協会シンボルマークの配色について

■ C100, M70, Y0, K0  
■ CO, M100, Y100, K0

■ DIC-222  
■ DIC-156

■ R0, G78, B162  
■ R230, G0, B18

■ K100  
■ K60

■ K100



4C



2C



RGB



1C



モノクロ

(別紙5)

## 認定証ロゴマークの配色について

衛生基準  
認定証



一般社団法人  
日本リネンサプライ協会  
JAPAN LINEN SUPPLY ASSOCIATION

2C

- K100
- DIC-183
- DIC-164

衛生基準  
認定証



一般社団法人  
日本リネンサプライ協会  
JAPAN LINEN SUPPLY ASSOCIATION

4C

- K100
- C91、M44、Y0、K0
- C0、M38、Y95、K0

衛生基準  
認定証



一般社団法人  
日本リネンサプライ協会  
JAPAN LINEN SUPPLY ASSOCIATION

1C

- K100
- K60
- K30

衛生基準  
認定証



一般社団法人  
日本リネンサプライ協会  
JAPAN LINEN SUPPLY ASSOCIATION

RGB

- R0、G0、B0
- R0、G116、B190
- R247、G176、B0